

令和 7 年 10 月 9 日

令和版「民訴法」初学者用の入門レジュメ（予備試験過去問解説編）

捧 大地

平成 28 年・予備試験「民訴法（設問 2）」参考解説

【予習事項（設問 2）】

・『NBS 民訴法』187～191 頁

【予習（関連）判例（設問 2）】

・最判昭和 48 年 6 月 21 日（民集 27 卷 6 号 712 頁【百選 6 版「82」】）

第 1 設問 2 について

1 既判力の主体的範囲の原則¹ ～相対効～

「原則として、既判力が及ぶのは当事者に限られる（115 条 1 項 1 号）。」

なぜならば、「民事訴訟は、当事者の私的な法律関係を相対的に調整する制度であること、前訴において主張立証の機会を保障された者についてだけ既判力を及ぼすことが正当化されることにある。」

2 口頭弁論終結後の承継人² ～例外（115 条 1 項 2・3・4 号）～

「既判力は、当事者や訴訟担当における被担当者の口頭弁論終結後の承継人にも拡張される（115 条 1 項 3 号）。」

なぜならば、前訴の口頭弁論終結後の前诉被告 Y の承継人 Z に「前訴判決の既判力が作用しないとすれば、紛争の解決にあたり、前訴はほとんど意味がないことになる。」

例えば、敗訴当事者が係争物を譲渡すること等により当事者間の訴訟の結果を潜脱することを防止する必要があるからである。

「そこで、紛争解決の実効性を維持するために、口頭弁論終結後の承継人にも既判力が及ぶことになっている。」

3 承継人が何を承継するのか³

「かつては、承継人とは、前訴当事者から当事者となるべき地位を引き継いだ者であり、当事者となるべきものは当事者適格を有する者であるから、当事者適格が移転すると説明されていた。しかし、前訴と後訴とで訴訟物が異なる場合には、訴訟物に着目する概念である当事者適格では説明が難しい。そこ

¹ 『NBS 民訴法』187 頁

² 『NBS 民訴法』188 頁

³ 『NBS 民訴法』189 頁

で、当事者適格の承継という表現にかえて、紛争の主体たる地位という表現を用いた説明がされる。」

4 本問類似判例

【最判昭和 54 年 1 月 30 日（判時 918 号 67 頁）の紹介】

(1) 事案

被上告人 X は、本件建物を新築してその所有権を取得し、訴外 A との合意により同女の名義を借用して所有権保存登記を経由していた。その後 A に対し本件建物につき被上告人 X が所有権を有することの確認及び右所有権保存登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起し（「前訴」）、被上告人 X 勝訴の確定判決を得た。

上告人 Y は、前訴の口頭弁論終結後に A から本件建物を買収し所有権移転登記を経由した。しかし、右買収当時 A が無権利者であることにつき「善意であつたもの」ということはできない」と事実認定されている。

(2) 最高裁判旨

○ 主 文 ○

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人 Y の負担とする。

○ 理 由 ○

「そうすると、上告人 Y は民訴法二〇一条一項〔現 115 条 1 項 3 号〕所定の口頭弁論終結後の承継人にあたり、これに前訴の判決の効力が及ぶものであることは明らかであり、所論引用の判例は、事案を異にし本件に適切でない。そして、被上告人 X において前訴の判決につき上告人 Y に対する承継執行文の付与を受けて登記申請手続をしたとしても、本件建物につき上告人 Y の経由した所有権移転登記及び A の経由した所有権保存登記が抹消されるにとどまり、登記簿上直接被上告人 X の所有名義が実現されるものではないのであるから、上告人 Y に対して真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を請求する被上告人 X の本訴は、前訴の判決の存在によつて当然に訴えの利益を欠くこととなるものではない、と解するのが相当である。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

同第二点及び第三点について

〔中略〕

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(判旨以上)

5 本問での具体的検討

(1) 既判力の相対的効力の原則

既判力が、原則として当事者（法 115 条 1 項 1 号）間にしか及ばないのは上述したとおりである。

(2) 本事案の分析的検討

本事案における X と Y ら間における訴訟物は、「(X から Y1 そして Y2 へと移転した) 所有権移転登記の抹消登記（手続）請求」である。

そして、仮に、X が、Z に対して後訴を提起する場合には、X・Z 間における後訴の訴訟物は、X から Y1・Y2 への移転登記を（理由中で）否定したうえでの「(Y2 から Z へと移転した) 所有権移転登記の抹消登記（手続）請求」となると考えられる。

そうすると、❶まず、形式的に訴訟物が異なる。❷さらに、紛争の当事者が異なる。そうであると、前訴の既判力が原則論に従うと Z にまで及ばないのではないかと考えられる。

そこで、「口頭弁論終結後の承継人」（法 115 条 1 項 3 号）の意義が問題となる。

ア 「承継人」の意義

ここで、「承継人」を、「広く紛争主体たる地位を取得した者」と解する。

このように解しても、紛争主体たる地位を取得した者には、前訴において、前主による代替的手続き保障が及んでいるため、既判力の正当化根拠である手続き保障を害するとはいえない。

イ 本問当てはめ

本問においては、Z は、口頭弁論終結後に、Y2 から紛争の対象物たる本件甲土地を購入し、所有権移転登記を経ている。そうすると、本件甲土地の所有権移転登記の抹消をめぐる「紛争の主体たる地位」を承継したといえる。

よって、Z は、「口頭弁論終結後の承継人」（法 115 条 1 項 3 号）といえる。だから、前訴の既判力は Z にも及ぶ。

6 結論

したがって、以上のように、本件前訴の確定判決の既判力は Z に対して及ぶ。

以 上

<あとがき>

本分野においては、最判昭和 48 年 6 月 21 日【百選 6 版「82」】で学んだ「固有の抗弁」の今後の出題可能性が高いと考えられるので、学習してほしい。

草々